12月5日は投票日

富士市議会議員選挙

「焚火」や「見張り」はやめましょう

補充名簿の登録申請を受付11月23日から27日まで

昨年9月15日現在で作った「基本名簿」および本年4月10日現在で作った「補充名簿」にのっていない方

このほか①～⑤に該当していても一定の理由により失格者など欠格事項のある方は、法律によって選挙人名簿にのせることができません。

◇登録申請書の受付時間

11月23日から11月27日までの5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで（日曜、祭日でも受付ます）

◇受付場所

富士市役所市民課窓口

なお補充選挙人名簿の登録申請は11月27日午後5時までとなっておりますので該当者は忘れずに期間中に必ず提出して下さい。

きれいな選挙で明るい政治

本年6月11日現在で作った「補充名簿」にのっていない方

このほか①～⑤に該当していても一定の理由により失格者など欠格事項のある方は、法律によって選挙人名簿にのせることができません。

◇登録申請書の受付時間

11月23日から11月27日までの5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで（日曜、祭日でも受付ます）

◇受付場所

富士市役所市民課窓口

なお補充選挙人名簿の登録申請は11月27日午後5時までとなっておりますので該当者は忘れずに期間中に必ず提出して下さい。

きれいな選挙で明るい政治

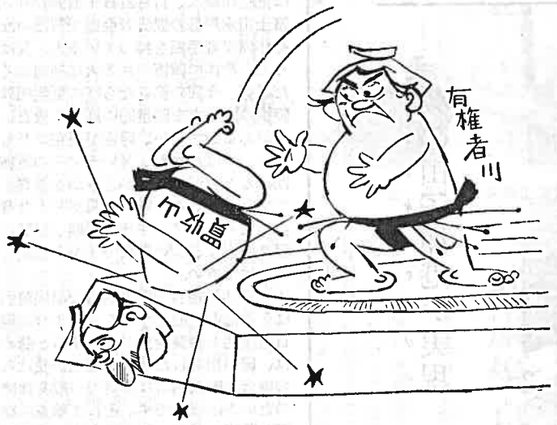

とくに有権者のみなさんにお願いし御協力していただきたい問題があります。それは、過去の選挙によく見られた夜間における部落ごとの「見張り」と「焚火」についてであります。

このようなことは、全くみにくい行為で決してきれいなものではありません。

どうかこんどの市議会議員選挙には、こういった「見張り」や「焚火」などの行為は、絶対にやめて明るい正しい選挙にしていただきたいと思います。

くれぐれも有権者の御協力をお願いいたします。

補充名簿の登録申請を受付11月23日から27日まで

名簿にのらないと投票できません

こんど新らしくつくられる「補充選挙人名簿」は、11月22日現在で調製されますつぎの要件に該当する方で11月20日前後までに入場券がお手元にとどかない方は必ず選挙人名簿登録申請書を提出して下さい11月27日午後5時をすぎますと受付できませんからくれぐれもご注意ください。

①年令要件

昭和17年11月23日以前に生まれた方。

②住所要件

①に該当する方で昭和37年8月22日以前より引続き市内に住んでいる方

③その他

①および②に該当し、

◇その後の故障その他の修繕については、市又は工事人において実費をいただき施行いたします

◇指定工事人の住所氏名及び市内営業所又は支店は次の通りであります。（いろは順）

◉株式会社石井設備工業所　代表者　石井喜一
富士市中島四八〇の七　TEL五七二一

◉不二コンクリート工業所　代表者　幾見嘉治
富士市水戸島四四の二　TEL二二六

◉甲部弓本管工業株式会社　代表者　大石静治
庵原郡蒲原町中四七四　TEL（蒲原）五一八

富士市立垣二（二一班）　TEL七六五

◉渡辺水道工務店　代表者　渡辺昭男
富士郡鷹岡町本町一　TEL（鷹岡）三三二

富士市仲町（藤参方）　TEL（呼）一、二六九

◉川口工業所　代表者　川口忠吾
富士市蒙原本田（連絡先小林方）　TEL（呼）一、四九一

◉富士管工富士営業所　代表者　北村　康
富士宮市松山町八九二の二　TEL（富士宮）二、九二一

富士市上横割四四　TEL一、九四五

◉株式会社鈴木工業所　代表者　鈴木和一
吉原市柏原町二　TEL（鈴川）一六六

富士市水戸島甲（二〇班）稲葉方　TEL（呼）一、一五九

（写真は現地で鍬れ式を行なう漆畑市長）

12月から給水工事は指定工事人が請負う

簡易給水工事（給水装置の設置、改造、移設変更、撤去等）市が申込みを受け指定工事人に施行させておりましたが、12月1日からつぎの次のように指定工事人が直接申込みを受け、宅地内の工事を施行することといたしますので御協力を御願いいたします。

◇宅地内の工事は次の指定工事人へ申込むと工事人が宅地内工事の概要設計をして、皆様へ連絡をし御打合せの上工事の施行をいたします（電話連絡も可）この場合工事人は市へも申込みの届出をいたします。

◇市の管との連結（主として道路敷等の公道部分）については、工事の代行申請によって市が別に委託工事として施行いたします。

◇以上のように宅地内の工事は工事人が申込みの代行をし、責任者とするものでありますが、市の管との連結は宅地内工事の検査合格がなければ連結いたしません。従つて皆様方も宅地内工事については、従来にも増して十分関心をもつて見守り御注意下さるよう御願いたします。

◇工事費の支払は宅地内の工事代金は指定工事人へ、又市の管との連結工事代金は従来通り市へ予納していただき竣功後精算によつて還付追徴の方法をとりますので、皆様方の支払先きは工事人と市との二本建てとなり、これらの工事代金の支払がすまないと送水できないことになつておりますので、この点特に厳守願います。

◇工事人の施行した部分については、過失による事故の外は、竣功引渡し後3カ月以内の漏水その他の自然発生事故については、工事人の保証施行となつておりますので、御面倒でも工事人へ御連絡願います。

米の配給所変更登録替

配給所の変更を希望する方は、各配給所に用紙がありますから、現在登録してあります配給所の証明をうけた上で11月12・13日の2日間に市民課窓口へ提出して下さい。

水道メーター検針日変更

従来水道メーターの検針は毎月大体月の上半期に全市一斉に行つておりましたが、12月分より2名の専門検針員によつて、月の全般にまたがり巡回検針することといたします。

従つて下表のように検針日が変更されますので、市民の御協力を御願いたします。

水道メーター検針日割表

（　）の数字は従前の検針日

	長鳩	良光	増田	弘
16日～20日	平垣一	(1～2)	下横割南	(1)
	平垣二		下横割北	(2)
	平垣三		東芝製原社宅	(3)
	中町	(2～4)	大昭和社宅	(4)
21日～25日	国久四	(5～6)	十兵衛南	(7)
	平垣本町	(5～5)	十兵衛北	
	南本田		上横割	(6)
	藤間	(8)	水戸島南	(4)
26日～31日	五味島	(6～7)	水戸島中	(8)
	浅間町			
	塔ノ木.川原宿.高島	(10)	水戸島下	(10)
	本市場新田.松柚木	(6～8)	森島	
		(5)	宮下	(11～12)
1日～5日	中島上町	(10)	川成島.新田助六千鳥ヶ丘.早川団地.旭ヶ丘	(3)
	中島下町			
	中島新道町	(10～11)	上五貫島	(5～6)
			下五貫島	
	浦町	(1～2)	東宮島	(9～10)
			西宮島	
6日～10日	四ツ家.瀬戸河原.緑ヶ丘	(4～6)	柳島	(6～8)
	滝戸東田旭町下中	(8～10)	田子.鮫島	(3～4)
	林町新町橘下	(11～13)	小須.中丸	(10)
	水神	11～13		
11日～15日	四丁河原上	(7～8)	新浜.三四軒屋	(8～9)
	四丁河原下			
	水戸島上（駅南）	(11)	水戸島上（駅南）	(11)

田子浦小を移築

鉄筋4階のモダン校舎

完成予定は明年8月末

国鉄新幹線工事に伴い止むなく移築することになつた市立田子浦小学校は、市内中丸に敷地約8千坪の買収を終え、鋭意設計を急いでおりましたが、このほど出来あがり去る10月11日指名競争入札の結果、東京の安藤組が一億一千八百万円で請負い10月19日現地で関係者多数が列席して地鎮祭を行ないました。なお鉄筋4階建校舎の完成は明年8月一杯の予定

（写真は現地で鍬れ式を行なう漆畑市長）

市民の声

バスの時間変更

お母さんの切なる願い

藤間・一主婦

私は藤間部落の一農家の主婦であります。毎日あけても暮れても野良で働らき土に生きる私ですがそれでも毎日のたのしく生甲斐を感じながら明るい家庭を築いてまいりました。

不幸にして私の子供は、先天性弁膜症で生まれてから医者の手を離れませんでした。

ようやくにして今年から一年生に入学しましたが、大きな子供たちと一緒に通学することも出来ず毎日、自転車に乗せて送迎しております。農家の私にとつて朝の一時間と午後の一時間は非常に尊い時間です。しかも雨の強い日などは片手で傘をさし、片手でハンドルを操り幾度か危険をおかします。

幸いにして二、三年前から藤間部落も旭化成行のバスが通るようになり便利になりました。

何しろ回数が少ない上に朝の六時というバスは早すぎ何時も空車で走つております。

せめて回数をふやさなくともこの六時のバスを一時間おくらせて七時に変更くださつたならまだまだ利用者も多くなるし通勤、通学の人たちもまた部落の人たちもたいへんよろこぶではないかと思います。もちろん私もたいへん助かります。

甚だ勝手なお願いですが市当局からバス会社へお問合わせ下さいますれば幸いと存じます。

（お答え）

希望に応えバス増発

急行の富士営業所に、この時間のバスの増発は、時間の変更についてお願いしました結果、次のような朗報を載きました。

以上のようにバスが増発されることになりましたので、いまより便利に利用していただけると思います。

（11月16日より実施）

富士—化成（折返し）—富士	駅発	7時00分
	着	7時15分
	駅着	7時30分
（藤間通過時間は大体7時20分ごろ）		

入場券などは11月20日までには配付

すのでその節はよろしくお願いいたします。

入場券がお手元にとどかなかつた方がありましたらすぐに市選挙管理委員会（電話2300）へ連絡ください。

なお選挙権があると思つている方で参議院議員選挙に入場券のとどかない方は、とくに御注意ください。また補充選挙人名簿の登録申請をしないと市議選挙ができませんから入場券のとどかない方は必ず選挙管理委員会へなんで来ないかをたしかめて下さい。

来る12月5日は、富士市議会議員選挙です。

市選挙管理委員会では、ただいま投票所入場券などを有権者のみなさんのお手元にお届けするため準備中です。この入場券などは前回までは区長さんを通じておくばりしておりましたが、こんどからは、市職員によつてこれらの入場券などをくばります。だいたい11月20日ごろまでには入場券および選挙人名簿登録申請用紙などをみなさんのお手元に届けます。

若し共稼ぎ等で留守のお宅には隣近所の方にお預けしておきますから必ず選挙管理委員会へなんで来ないかをたしかめて下さい。

市内移動者は前回の投票所です

市内の移動者については、今回の市議会議員選挙の投票所は選挙法の規定により前回の市長および参議員選挙の際、行なつた投票所です。

投票所名は、入場券に印刷してありますから間違いのないようにしてください。

市役所の勤務時間変る

11月1日から明年3月31日までつぎのとおり勤務時間が変りますのでお知らせします。

○始業・終業時間……午前8時30分から午後4時30分まで

○昼休み時間……正午から0時45分まで

○土曜日……午前8時30分から正午まで

用務員（文書配達人）募集

応募資格……年令20才から50才までの男子

給　与……委細面談の上、決定します

志望者は11月30日までに富士市役所市長公室へ履歴書を提出して下さい

国民健康保険の届出は

会社、工場への入社、退社のとき又は転入、転出のときは必ず市民課窓口へ届出て下さい

無届で放置しておいても保険料は資格得喪日にさかのぼつて賦課徴収されます